

第百六号議案

仙台市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の定年等に関する条例（昭和五十八年仙台市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年制度（第二条―第五条）

第三章 管理監督職勤務上限年齢制（第六条―第十一条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十二条）

第五章 雑則（第十三条）

附則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第二項から第三項まで及び第二十八条の三」を「。以下「法」という。）第二十二條の四第一項及び第二項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで並びに第二十八條の七」に改め、同條の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三条を次のように改める。

（定年）

第三条 職員の定年は、年齢六十五年とする。

第四条第一項から第四項までを次のように改める。

任命権者は、定年に達した職員が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めている職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

- 一 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
 - 二 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。
 - 3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
 - 4 任命権者は、第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
- 本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第六条 法第二十八条の二第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、診療所、保健所その他医療業務を担当する部署のある施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）とする。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）第九条の二第一項に規定する職
- 二 仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年仙台市条例第七号）第三条の三の規定により給料の特別調整額を支給される職員が占める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第七条 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと
- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当

該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする

- 二 当該職員他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
 - 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
 - 三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をするべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の教に満たない等の事情があるた

め、当該職員以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 雑則

（雑則）

第十三条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の見出し及び三項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

- 4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、仙台市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年仙台市条例第 号。次項において「令和四年改正条例」という。）による改正前の第三条第一号に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、定年を年齢六十五年とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和四年改正条例による改正前の第三条第一号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

- 第二条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の仙台市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該

期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項の規定又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第五号において同じ。）をされたことがある者

- 2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達して

いる者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者
 - 二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者
 - 三 施行日以後に新条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - 四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者
 - 五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項又は次条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第四条 任命権者は、前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第八条において同じ。）に達している者（新条例第十二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢)

第五条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職及び年齢)

第六条 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条又は第六条の規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第七条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第三条又は第四条の規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第八条 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第三条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)

及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者となつた者（基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新条例第十二条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢）

第九条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

（仙台市職員の再任用に関する条例の廃止）

第十条 仙台市職員の再任用に関する条例（平成十三年仙台市条例第三号）は、廃止する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第十一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 仙台市職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（仙台市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第十二条 仙台市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年仙台市条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 仙台市職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第十一条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 仙台市職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（仙台市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第十三条 仙台市職員の育児休業等に関する条例（平成四年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 仙台市職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第八条に次の一号を加える。

三 仙台市職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第十七条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第三項」に、「短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十八条第一項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（暫定再任用職員の育児休業等に関する経過措置）

第十四条 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、前条の規定による改正後の仙台市職員の育児休業等に関する条例第十七条第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、暫定再任用職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業に関し必要な事項は、任命権者が定める。

（仙台市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第十五条 仙台市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十六条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）である」に改める。

第七条第二項中「法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二条の見出しを「（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）」に改め、同条中「法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（暫定再任用技能職員の給与に関する経過措置）

第十七条 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者で常時勤務を要する職を占める暫定再任用職員であるもの（第三項において「暫定再任用フルタイム勤務技能職員」という。）は、前条の規定による改正後の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項及び次項において「新技能職員給与条例」という。）第二条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項に

において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新技能職員給与条例第二十二条の規定を適用する。

- 2 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者で短時間勤務の職を占める暫定再任用職員であるもの(次項において「暫定再任用短時間勤務技能職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新技能職員給与条例の規定を適用する。
- 3 前二項に定めるもののほか、暫定再任用フルタイム勤務技能職員及び暫定再任用短時間勤務技能職員の給与に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第十八条 仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年仙台市条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)である」に改める。

第七条第二項中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条中「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条の見出しを「(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)」に改め、同条中「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(暫定再任用企業職員の給与に関する経過措置)

第十九条 企業職員で常時勤務を要する職を占める暫定再任用職員であるもの(第三項において「暫定再任用フルタイム勤務企業職員」という。)は、前条の規定による改正後の仙台市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この項及び次項において「新企業職員給与条例」という。)第二条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新企業職員給与条例第二十四条の規定を適用する。

- 2 企業職員で短時間勤務の職を占める暫定再任用職員であるもの(次項において「暫定再任用短時間勤務企業職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新企業職員給与条例の規定を適用する。
- 3 前二項に定めるもののほか、暫定再任用フルタイム勤務企業職員及び暫定再任用短時間勤務企業職員の給与に関し必要な事項は、管理者が定める。

理 由

地方公務員法の改正を考慮し職員の定年を年齢六十五年とするとともに管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する事項を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百七号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第八条の二第四項中「第十五条第一項」を「第十五条第一項第一号」に改める。

第十五条第一項を次のように改める。

家庭支援休暇は、次に掲げる場合における休暇とする。

- 一 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他任命権者が定める者で負傷、疾病又は老齢により任命権者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするために勤務しないことが相当であると認められる場合
- 二 職員が前号に掲げる場合に該当したことを理由として家庭支援休暇を取得した後においてもなお当該家庭支援休暇に係る要介護者について介護を必要とする状態が継続しており、当該要介護者の介護をするために勤務しないことが相当であると認められる場合（同号に掲げる場合に該当することにより更に当該要介護者に係る家庭支援休暇を取得することができる場合を除く。）
- 三 職員が不妊治療を受けるために勤務しないことが相当であると認められる場合

第十五条第二項第一号中「職員が要介護者の介護をするために」を「前項第一号に掲げる場合に該当することを理由として」に、「次条第一項」を「次号及び次条第二項各号」に改め、同項第二号中「職員が不妊治療を受けるために」を「前項第三号に掲げる場合に該当することを理由として」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 前項第二号に掲げる場合に該当することを理由として家庭支援休暇を取得する場合 要介護者に係る指定期間が満了した日以後において、任命権者が職員の申出に基づき、当該要介護者が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次条第二項各号において「継続指定期間」という。）内において必要と認められる期間

第十五条の二第一項を次のように改める。

介護部分休業は、次に掲げる場合における休暇とする。

- 一 職員が要介護者の介護をするために一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合
- 二 職員が前号に掲げる場合に該当したことを理由として介護部分休業を取得した後においてもなお

当該介護部分休業に係る要介護者について介護を必要とする状態が継続しており、当該要介護者の介護をするために一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合

第十五条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 介護部分休業の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

1 前項第一号に掲げる場合に該当することを理由として介護部分休業を取得する場合 要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間及び継続指定期間と重複する期間を除く。）

1 前項第二号に掲げる場合に該当することを理由として介護部分休業を取得する場合 要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する一年の期間（当該要介護者に係る指定期間及び継続指定期間と重複する期間を除く。）

第十八条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（家庭支援休暇に関する経過措置）

3 この条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第十五条第一項の規定により認められた家庭支援休暇（要介護者（同項に規定する要介護者をいう。）の介護をするためのものに限る。）は、新条例第十五条第一項第一号の規定により認められた家庭支援休暇とみなす。この場合において、旧条例第十五条第二項第一号の規定により指定した期間は、新条例第十五条第二項第一号の規定により指定した期間とみなす。

4 旧条例第十五条第一項の規定により認められた家庭支援休暇（不妊治療を受けるためのものに限る。）は、新条例第十五条第一項第三号の規定により認められた家庭支援休暇とみなす。この場合において、旧条例第十五条第二項第二号の必要と認められる期間は、新条例第十五条第二項第三号の必要と認められる期間とみなす。

（介護部分休業に関する経過措置）

5 旧条例第十五条の二第一項の規定により認められた介護部分休業は、新条例第十五条の二第一項第一号の規定により認められた介護部分休業とみなす。

（委任）

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定

める。

理 由

要介護者について介護を必要とする状態が継続している場合に再度の家庭支援休暇及び介護部分休業を取得することができることとするとともに、地方公務員法の改正に伴い所要の規定の整備を行うため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百八号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項及び第五項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第七条の二を次のように改める。

第七条の二 削除

第七条の三第一項中「規定する育児短時間勤務職員等」の下に「（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を加える。

第十二条第一項第一号中「以下」の下に「この項及び第三項において」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第三項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下」の下に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改める。

第十五条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項及び第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の二第二項、第十九条の三第一項及び第十九条の四第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の五第二項中「第二十條」を「第二十條第二項各号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十三条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第九條の三」を「第七條第一項から第九項まで、第九條の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の十一項を加える。

46 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（附則第四

十八項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第七条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

47 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- 二 仙台市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年仙台市条例第 号)による改正前の仙台市職員の定年等に関する条例(昭和五十八年仙台市条例第二十四号)第三条第一号に掲げる職員に相当する職員
- 三 法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により法第二十八条の二第一項に規定する異動期間(法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員
- 四 仙台市職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

48 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第五十項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第四十六項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第四十六項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

49 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第六条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

50 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第四十六項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第四十八項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

51 附則第四十八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第四十六項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところによ

り、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

52 附則第四十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第七条の三、第十九条の五第五項（第二十条第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二十条の二の規定の適用については、第七条の三中「給料月額に」とあるのは「給料月額と附則第四十八項、第五十項又は第五十一項の規定による給料の額との合計額に」と、第十九条の五第五項及び第二十条の二中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第四十八項、第五十項又は第五十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

53 附則第四十八項、第五十項又は第五十一項の規定による給料を支給される職員に対する仙台市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第四十八項、第五十項又は第五十一項の規定による給料の額との合計額」とする。

54 育児短時間勤務職員等に対する附則第四十六項の規定の適用については、同項中「一」とする」とあるのは、「二」に、第七条の三第一項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

55 任命権者は、附則第四十六項の規定の適用を受ける職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

56 附則第四十六項から前項までに定めるもののほか、附則第四十六項の規定による給料月額、附則第四十八項の規定による給料その他附則第四十六項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	205,000	245,600	264,300	294,400	313,900	335,800	388,800	436,600

別表第二再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	215,100	248,600	277,500	312,200	329,300	352,600	388,800	436,600

別表第三イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 234,200	円 276,300	円 305,100	円 333,500	円 418,800

別表第三ロの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 224,300	円 273,000	円 300,000	円 326,800	円 408,700

別表第四イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 294,900	円 346,500	円 397,400	円 464,800	円 508,800

別表第四ロの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円 234,500	円 263,500	円 268,600	円 278,800	円 306,900	円 348,100	円 378,700

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第四十六項から第五十六項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項から附則第五項までにおいて同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される第六条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。次項において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の給与に関する条例第七条の三第一項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。
- 5 前項の規定は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第六条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年仙台市条例第六号）第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第十二条第三項第二号並びに第十五条第二項及び第三項の規定を適用する。
- 8 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第十九条の二第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第一項及び第十九条の五第三項の規定を適用する。
- 9 改正後の第二十条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤働手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 10 第七条第一項、第四項及び第六項から第九項まで、第九条の三から第十一条まで、第十一条の二第三項、第十一条の三、第十三条、第十九条の四の二並びに第十九条の四の三の規定並びに改正後の第七条第二項、第三項及び第五項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(人事委員会規則への委任)

- 11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(仙台市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

- 12 仙台市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年仙台市条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「期間、」の下に「その発令の日に受ける」を、「日額」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減する額が現に受ける給料の月額の十分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減するものとする。

理 由

地方公務員法の改正を考慮し定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を定めるとともに特定日以後の職員に係る給与に関する特例を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百九号議案

仙台市職員退職手当条例及び仙台市立学校職員退職手当条例の一部を改正する条例

仙台市職員退職手当条例及び仙台市立学校職員退職手当条例の一部を改正する条例

(仙台市職員退職手当条例の一部改正)

第一条 仙台市職員退職手当条例(昭和二十八年仙台市条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「法第二十八条の四第一項の規定により採用された者及び」を削り、同条第四号中「十八日」の下に「(二月間の日数(仙台市の休日を定める条例(平成元年仙台市条例第六十一号)第二条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第十条の二第二項において「職員みなし日数」という。)」を加える。

第二条の三中「第五条の二」を「第五条の三」に、「並びに」を「及び」に、「及び第六条の二」を「から第六条の三まで」に、「第六条の三」を「第六条の四」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

十一年以上二十五年未満(第二号にあつては、二十五年未満)の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 仙台市職員の定年等に関する条例(昭和五十八年仙台市条例第二十四号)第二条の規定により退職した者(同条例第四条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)
- 二 その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した若で任命権者が別に定めるもの
- 三 組織及び業務の効率的運営を確保するための退職の募集に応じて退職した者
- 四 人事の刷新を図るための勸奨を受けて退職した者

第四条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 二十五年以上勤続し、仙台市職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した者（同条例第四条第一項の期限又は同条例第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
 - 二 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者
 - 三 公務上の傷病又は死亡により退職した者
 - 四 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が別に定めるもの
 - 五 二十五年以上勤続し、組織及び業務の効率的運営を確保するための退職の募集に応じて退職した者
 - 六 二十五年以上勤続し、人事の刷新を図るための勸奨を受けて退職した者
- 第五条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の二を次のように改める。

（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による変定により当該変定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の

各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第八条第五項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第六項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等（第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第十条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第八条第五項に規定する職員以外の地方公務員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続いた在職期間

二 第八条第五項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

三 第八条第五項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

四 前三号に掲げる期間に準ずるものとして任命権者が定める在職期間

第五条の三を第五条の四とし、第五条の二の次に次の一条を加える。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第五条の三 第五条第一項第二号から第六号までに掲げる者のうち、仙台市職員の定年等に関する条例第二条に規定する定年退職日から六月前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条第一項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額

第五条の二第一項第二号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額に、
第五条の二第一項第二号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第六条の二を次のように改める。

第六条の二 第五条の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前給料月額に六十を乗じて得た額

二 六十未満 特定減額前給料月額に第五条の二第一項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第六条の四第一項中「、第五条」の下に「、第五条の二」を加え、同条を第六条の五とする。

第六条の三第一項中「、その者の基礎在職期間」の下に「(第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)」を、「以下」の下に「この項及び第五項において」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前項第二号」を「第五条の二第二項第二号」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条を第六条の四とする。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	第三条から第五条まで	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額

	これらの	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の
第六条の二	第五条の二第一項の	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の
	同項第二号ロ	第五条の三の規定により読み替えて適用する同項第二号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第六条の二第二号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
第六条の二第二号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	第五条の二第一項第二号ロ	第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

第八条第五項中「、非常勤の職員又は法第二十八条の四第一項の規定により採用された者」を「又は非常勤の職員」に改め、同条第七項中「第六条の四」を「第六条の五」に改める。

第十条の二第二項中「に規定する基準勤続期間」を「の「基準勤続期間」に、「十八日」を「職員みなし日数」に改める。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第一項中「因る」を「よる」に改める。

附則中第二項から第十項までを削り、第十一項を第二項とし、第十二項から第十四項までを九項ずつ繰り上げる。

附則第十五項中「第五条の二」を「第五条の三まで及び附則第十五項から第二十三項」に、「第六条の四第一項」を「第六条の五第一項」に、「附則第十五項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第十六項中「同項」の下に「又は第五条の二及び附則第十八項」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第十七項中「第五条」の下に「又は附則第十六項」を加え、「附則第十五項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十八項を削る。

附則第十九項ただし書中「第六条の四第二項」を「第六条の五第二項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第二十項中「第六条の四第二項」を「第六条の五第二項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第二十一項を附則第十一項とし、附則第二十二項から附則第二十四項までを十項ずつ繰り上げ、附則に次の九項を加える。

15 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十五項」とする。

16 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十六項」とする。

17 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

- 一 仙台市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年仙台市条例第 号）による改正前の仙台市職員の定年等に関する条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員
- 二 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として任命権者が定める職員

18 職員の給与に関する条例附則第四十六項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

19 当分の間、第五条第一項第四号から第六号までに掲げる者に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「仙台市職員の定年等に関する条例第二条に規定する定年退職日」とあるのは「定年（附則第十七項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同

項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては任命権者が定める年齢とする。」に達する日」と、「同項」とあるのは「第五条第一項」と、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「定年」とあるのは「定年（附則第十七項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第二号に掲げる職員にあつては任命権者が定める年齢とする。）」と、第六条の三の表第六条の二第二号の項中「同号ロ」とあるのは「第五条の二第一項第二号ロ」とする。

- 20 当分の間、第五条第一項第四号から第六号までに掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（任命権者が定める者を除く。）に対する第五条の三の規定の適用については、同条本文中「六月」とあるのは、「零月」とする。

附則第十七項各号に掲げる職員以外の者	六十歳
附則第十七項第一号に掲げる職員	六十五歳
附則第十七項第二号に掲げる職員	任命権者が定める年齢

- 21 当分の間、第五条第一項第二号から第六号までに掲げる者に対する第五条の三の規定の適用については、同条本文中「十五年を」とあるのは「十年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 22 当分の間、第五条第一項第二号及び第三号に掲げる者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する直前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「附則第二十項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の二を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 23 当分の間、第五条第一項第二号及び第三号に掲げる者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の二」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（仙台市立学校職員退職手当条例の一部改正）

第二条 仙台市立学校職員退職手当条例（昭和二十八年仙台市条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の四第一項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第二条の三中「第五条の二」を「第五条の三」に、「並びに」を「及び」に、「及び第六条の二」を「から第六条の三まで」に、「第六条の三」を「第六条の四」に改める。

第四条を次のように改める。

（十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第四条 十一年以上二十五年未満（第二号にあつては、二十五年未満）の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額については、市職員の例による。

- 一 仙台市職員の定年等に関する条例（昭和五十八年仙台市条例第二十四号）第二条の規定により退職した者（同条例第四条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
 - 一 その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した若で仙台市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるもの
 - 二 組織及び業務の効率的運営を確保するための退職の募集に応じて退職した者
 - 四 人事の刷新を図るための勸奨を受けて退職した者
- 2 十一年以上二十五年未満の期間勤続した若で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下同じ。）により退職し、又は死亡（公務上の死亡を除く。）により退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額については、同項の規定に該当する者の例による。

第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額については、市職員の例による。

- 一 二十五年以上勤続し、仙台市職員の定年等に関する条例第二条の規定により退職した者（同条例第四条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）
 - 一 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者
 - 三 公務上の傷病又は死亡により退職した者
 - 四 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した若で教育委員会が別に定めるもの
 - 五 二十五年以上勤続し、組織及び業務の効率的運営を確保するための退職の募集に応じて退職した者
 - 六 二十五年以上勤続し、人事の刷新を図るための勸奨を受けて退職した者
- 第五条の三を第五条の四とする。

第五条の二中「前条第一項の規定に該当する」を「第五条第一項第二号から第六号までに掲げる」に、「十年」を「十五年」に改め、同条を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者の基礎在職期間（この条例の規定によりその例によることとされる市職員条例第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）中に、給料月額の変額改定（給料月額の変額改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いものが、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額については、市職員の例による。

第六条中「学校職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改める。

第六条の四中「、第五条」の下に「、第五条の二」を加え、同条を第六条の五とし、第六条の三を第六条の四とする。

第六条の二中「第五条の二」を「第五条の三」に、「前条」を「前二条」に改め、同条を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 第五条の二の規定により計算した退職手当の基本額の最高限度額については、市職員の例による。

第九条中「第六条の四」を「第六条の五」に改める。

第十条第一項第一号中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改める。

第十一条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号中「（この条例の規定によりその例によることとされる市職員条例第六条の三第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）」を削る。

第十二条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十三条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第十五条第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第五項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

第十七条第二項中「、非常勤の職員又は法第二十八条の四第一項の規定により採用された者」を「又は非常勤の職員」に改める。

附則第一項中「因る」を「よる」に改める。

附則第二項から第十一項までを削る。

附則第十二項中「(附則第九項の規定に該当する者を除く。)」を削り、「第五条の二」を「第五条の三まで及び附則第八項から第十一項」に、「第六条の四」を「第六条の五」に、「附則第十二項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第二項とする。

附則第十三項中「(附則第十項の規定に該当する者を除く。)」を削り、「同条」の下に「又は第五条の二及び附則第十項」を加え、同項を附則第三項とする。

附則第十四項中「(附則第十一項の規定に該当する者を除く。)」を削り、「第五条」の下に「又は附則第九項」を加え、「附則第十二項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第十五項を削り、附則第十六項を附則第五項とする。

附則第十七項中「第六条の四」を「第六条の五」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第十八項を附則第七項とし、附則に次の四項を加える。

- 8 当分の間、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第四条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額については、市職員の例による。
- 9 当分の間、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第五条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額については、市職員の例による。
- 10 職員の給与に関する条例附則第四十六項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 11 当分の間、第五条第一項第二号から第六号までに掲げる者に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、市職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中仙台市職員退職手当条例第二条第四号及び第十条の二第二項の改正規定並びに附則第四項の規定は、同年一月一日から施行する。
(仙台市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員(附則第五項において「暫定再任用職員」という。)に対する第一条の規定による改正後の仙台市職員退職手当条例(次項及び附則第四項において「新条例」という。)第二条の規定の適用については、同条中「第一号」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員及び第一号」とする。
- 3 新条例第五条の二第二項に規定する基礎在職期間の初日がこの条例の施行の日(附則第六項において「施行日」という。)前である者に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間(仙台市職員退職手当条例及び仙台市立学校職員退職手当条例の一部を改正する条例(令和四年仙台市条例第 号)の施行の日以後の期間に限る。)」とする。
- 4 新条例第二条第四号及び第十条の二第二項の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の

日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(仙台市立学校職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 暫定再任用職員に対する第二条の規定による改正後の仙台市立学校職員退職手当条例(次項において「新条例」という。)第二条の規定の適用については、同条中「以下」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第九条第二項に規定する暫定再任用職員を除く。以下」とする。
- 6 新条例第五条の二に規定する基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する同条の規定の適用については、同条中「基礎在職期間をいう。以下同じ。）」とあるのは、「基礎在職期間をいう。以下同じ。)(仙台市職員退職手当条例及び仙台市立学校職員退職手当条例の一部を改正する条例(令和四年仙台市条例第 号)の施行の日以後の期間に限る。）」とする。

(委任)

- 7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、任命権者が定める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部改正)

- 8 次に掲げる条例の規定中「第六条の三第一項」を「第六条の四第一項」に改める。
 - 一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年仙台市条例第八十八号)第六条第二項及び附則第四項
 - 二 仙台市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年仙台市条例第五十六号)第七条第一項及び第二項並びに第十七条
 - 三 仙台市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十三年仙台市条例第一号)第十一条第一項
 - 四 仙台市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十七年仙台市条例第八号)第十条第一項
 - 五 仙台市職員の育児休業等に関する条例(平成四年仙台市条例第三号)第七条第一項及び第十五条第一項

理 由

給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例を定めるとともに地方公務員法の改正を考慮し年齢六十年を超える職員に係る退職手当に関する特例を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十号議案

仙台市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市職員の育児休業等に関する条例（平成四年仙台市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「いう。」(一)の下に「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、」を加え、「二歳」を「当該子が二歳」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第三号ハを削る。

第二条の三第三号イ及びロ以外の部分を次のように改める。

一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはロ及びハに掲げる場合に該当する場合、同条第一号から第四号までに掲げる事情に該当するときはハに掲げる場合に該当する場合）当該子の一歳六か月到達日

第二条の三第三号ロを同号ハとし、同号イ中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期

間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

- 二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、同条第一号から第四号までに掲げる事情に該当するときは第三号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第二条の四中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

- 四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条の見出し中「再度の育児休業をすることができる」を「育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、「再度の」を削り、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

- 七 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

第三条第八号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項第一号の条例で定める期間)

第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間

は、五十七日間とする。

第四条第一号中「別居したこと」の下に、「育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第九条第七号中「別居したこと」の下に、「育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の仙台市職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和四年十月一日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の第三条第五号の規定により育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た職員に対する同条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

非常勤職員が出生の日から五十七日の期間内の子についてする育児休業の取得要件を緩和するとともに、非常勤職員が一歳から二歳に達するまでの子についてする育児休業の期間の初日の要件を改める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十一号議案

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第六項中「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第七項中「附則第十五条第十六項本文」を「附則第十五条第十五項本文」に改め、同条第八項中「附則第十五条第二十七項第一号」を「附則第十五条第二十六項第一号」に改め、同条第九項中「附則第十五条第二十七項第二号」を「附則第十五条第二十六項第二号」に改め、同条第十項中「附則第十五条第二十七項第三号」を「附則第十五条第二十六項第三号」に改め、同条第十一項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同条第十二項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同条第十三項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十四項」に改める。

附則第四十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年を」を「三年を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

地方税法の改正を考慮し公共の危害防止のために設置された除害施設に対する固定資産税の課税標準の特例に係る割合を定める等のため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十二号議案

仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成五年仙台市条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

プラスチック製 容器包装	市長が指定する小袋 (容量が一五リットル相当のもの) 一袋につき	八円	プラスチック製容器包装とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であつて、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要になる主としてプラスチック製の（主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であつて飲料、しょうゆその他規則で定める商品を充てるためのものを除く。）をいう。
	市長が指定する中袋 (容量が三〇リットル相当のもの) 一袋につき	一六円	
	市長が指定する大袋 (容量が四五リットル相当のもの) 一袋につき	二五円	

を

プラスチック資 源	市長が指定する小袋 (容量が一五リットル相当のもの) 一袋につき	八円	プラスチック資源とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第二条第三項に規定するプラスチック使用製品廃棄物（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）別表第一の七の項で定める商品の容器を除く。）をいう。
	市長が指定する中袋 (容量が三〇リットル相当のもの) 一袋につき	一六円	
	市長が指定する大袋 (容量が四五リットル相当のもの) 一袋につき	二五円	

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行つた改正前の別表第一の規定によるプラスチック製容器包装の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収は、改正後の別表第一の規定によるプラスチック資源の収集、運搬及び処分に係る手数料の徴収とみなす。

理 由

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定を考慮し、プラスチック資源の収集、運搬及び処分に係る手数料を定めるとともに、プラスチック製容器包装の収集、運搬及び処分に係る手数料を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百二十三号議案

仙台市駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市駐車場条例の一部を改正する条例

仙台市駐車場条例（昭和四十七年仙台市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項の表に次のように加える。

仙台市長町駅東口駐車場	仙台市太白区あすと長町一丁目六番二
-------------	-------------------

別表仙台市八木山動物公園駅駐車場の項の次に次のように加える。

仙台市長町駅 東口駐車場	駐車時間が三十分を超え四十五分以内の場合	一台 二百円
	駐車時間が四十五分を超える場合	一台 駐車時間のうち四十五分を超えた部分について十五分までごとに百円として計算した金額に二百円を加算した金額

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

長町駅東口駐車場に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十四号議案

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

仙台市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十二年仙台市条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第五宮城野通地区整備計画区域の項を次のように改める。

宮城野通地区整備計画区域	駅前広場A地区	80メートル以下（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の規定により定められた都市再生特別地区（以下「都市再生特別地区」という。）の区域外の建築物（敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地（空地の直上に建築物又は建築物の部分（ひさし、屋根その他これらに類するものみの部分を除く。）がないものに限る。）及び建築物のピロティ部分（当該部分の床面から天井又ははりの下端までの高さが5メートル以上であるものに限る。）（以下これらを「空地等」という。）の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものを除く。）に限る。）
	駅前広場B地区	80メートル以下（都市再生特別地区の区域外の建築物（敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものを除く。）に限る。）
	大通りA地区	60メートル以下（都市計画法第8条第3項第2号イの規定により定められた建築物の容積率（以下「指定容積率」という。）が10分の40以下の用途地域の区域内の建築物で、かつ、都市再生特別地区の区域外のもの（敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の

		<p>5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものを除く。)に限る。)</p> <p>80メートル以下(指定容積率が10分の40以下の用途地域の区域内の建築物で、かつ、都市再生特別地区の区域外のもの(敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものに限る。))及び指定容積率が10分の40以下の用途地域の区域外の建築物で、かつ、都市再生特別地区の区域外のもの(敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものを除く。)に限る。)</p>
<p>大通りB地区</p>		<p>60メートル以下(指定容積率が10分の40以下の用途地域の区域内の建築物(敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものを除く。))に限る。)</p> <p>80メートル以下(指定容積率が10分の40以下の用途地域の区域内の建築物(敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものに限る。))及び指定容積率が10分の40以下の用途地域の区域外の建築物(敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものを除く。))に限る。)</p>

	大通りC地区	<p>60メートル以下（敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上である建築物を除く。）</p> <p>80メートル以下（敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上である建築物に限る。）</p>
	大通り東地区	<p>40メートル以下（敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上である建築物を除く。）</p> <p>50メートル以下（敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上である建築物に限る。）</p>

別表第五定禅寺通地区整備計画区域の取を次のとおり定める。

定禅寺通地区整備計画区域	A地区	<p>60メートル以下（都市再生特別地区の区域外の建築物（敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものを除く。）に限る。）</p> <p>80メートル以下（都市再生特別地区の区域外の建築物（敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものに限る。）に限る。）</p>
--------------	-----	---

		10メートル以上（警察官派出所，公衆便所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの（以下「警察官派出所等」という。），平家建の附属建築物又は門若しくはへい（以下「平家建の附属建築物等」という。）及び自転車等駐車を除く。）
	B地区	20メートル以下（都市計画道路3・3・20大手町支倉町線を中心線以西の建築物に限る。） 50メートル以下（都市計画道路3・3・20大手町支倉町線を中心線以东の建築物に限る。）

別表第五青葉通地区整備計画区域の買収率の定め

青葉通地区整備 計画区域	仙台駅西口地区	80メートル以下（都市再生特別地区の区域外の建築物（敷地面積が1,000平方メートル以上で，かつ，敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で，かつ，緑化率が100分の15以上であるものを除く。）に限る。）
	一番町周辺地区	60メートル以下（市道国分町通線を中心線以西の建築物で，かつ，都市再生特別地区の区域外のもの（敷地面積が1,000平方メートル以上で，かつ，敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で，かつ，緑化率が100分の15以上であるものを除く。）に限る。） 80メートル以下（市道国分町通線を中心線以西の建築物で，かつ，都市再生特別地区の区域外のもの（敷地面積が1,000平方メートル以上で，かつ，敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で，かつ，緑化率が100分の15以上であるものに限る。）及び市道国分町通線を中心線以东の建築物で，かつ，都市再生特別地区の区域外のもの（敷地面積が1,000平方メートル以上で，かつ，敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の

		5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものを除く。)に限る。)
西公園周辺地区	40メートル以下(都市計画道路3・3・20大手町支倉町線の中心線以西の建築物(商業地域の区域内の建築物で、かつ、1階の主たる用途が展示場、集会場又は集会所の用途であるものを除く。)に限る。) 50メートル以下(都市計画道路3・3・20大手町支倉町線の中心線以西の建築物(商業地域の区域内の建築物で、かつ、1階の主たる用途が展示場、集会場又は集会所の用途であるものに限る。)及び都市計画道路3・3・20大手町支倉町線の中心線以东の建築物(市道区画街路南31号線の中心線以西のものに限る。)に限る。) 60メートル以下(市道区画街路南31号線の中心線以东の建築物(敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものを除く。)に限る。) 80メートル以下(市道区画街路南31号線の中心線以东の建築物(敷地面積が1,000平方メートル以上で、かつ、敷地内に設けられる空地等の水平投影面積の合計の敷地面積に対する割合が100分の5以上又は当該水平投影面積の合計が200平方メートル以上で、かつ、緑化率が100分の15以上であるものに限る。)に限る。)	

別表第 九 宮城野通地区整備計画区域の項を次のように改める。

宮城野通地区整備計画区域	駅前広場 A 地区	警察官派出所等	第 7 条 第 10 条
	大通り A 地区	ア 平家建の附属建築物等 イ 自転車等駐車場	第 10 条
	大通り B 地区		
	大通り C 地区 大通り東地区		
駅前広場 B 地区	警察官派出所等	第 7 条	

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

理 由

宮城野通地区計画、定禅寺通地区計画及び青葉通地区計画の区域内の建築物に関する制限の内容を変更するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第百十五号議案

仙台市道路占用料条例の一部を改正する条例

仙台市道路占用料条例の一部を改正する条例

仙台市道路占用料条例（昭和三十五年仙台市条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占 用 物 件		占 用 料			
		単 位	所 在 地		
			甲 地		乙 地
			一 級 地	二 級 地	
法第三十二 条第一項第 一号に掲げ る工作物	第一種電柱	一本につ き一年		二、〇〇〇	三九〇
	第二種電柱			三、一〇〇	六〇〇
	第三種電柱			四、二〇〇	八一〇
	第一種電話柱			一、八〇〇	三五〇
	第二種電話柱			二、九〇〇	五六〇
	第三種電話柱			四、〇〇〇	七七〇
	その他の柱類			一八〇	三五
	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ一 メートル		一八	三
	地下に設ける電線その他 の線類	につき一 年		一一	二
	路上に設ける変圧器	一個につ き一年		一、八〇〇	三四〇
	地下に設ける変圧器	占用面積 一平方 メートル につき一 年		一、一〇〇	一一〇
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	一個につ き一年		三、六〇〇	七〇〇
	郵便差出箱及び信書便差 出箱	一個につ き一年		一、五〇〇	一九〇

	広告塔	表示面積 一平方 メートル につき一 年	一三、〇〇〇	三、〇〇〇	五八〇
	その他のもの	占用面積 一平方 メートル につき一 年		三、六〇〇	七〇〇
法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	外径が〇・〇七メートル 未満のもの	長さ一 メートル につき一 年		七七	一五
	外径が〇・〇七メートル 以上〇・一メートル未満 のもの		一一〇	一一	
	外径が〇・一メートル以 上〇・一五メートル未満 のもの		一六〇	三一	
	外径が〇・一五メートル 以上〇・二メートル未満 のもの		二二〇	四二	
	外径が〇・二メートル以 上〇・三メートル未満の もの		三三〇	六三	
	外径が〇・三メートル以 上〇・四メートル未満の もの		四四〇	八四	
	外径が〇・四メートル以 上〇・七メートル未満の もの		七七〇	一五〇	
	外径が〇・七メートル以 上一メートル未満のもの 外径が一メートル以上の もの		一、一〇〇 一、二〇〇	二二〇 四二〇	
法第三十二条第一項第三号及び第四号 に掲げる施設			三、六〇〇	七〇〇	

法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設	地下街及び 地下室	階数が一の もの	占用面積 一平方 メートル につき一 年	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額		
		階数が二の もの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		
		階数が三以 上のもの		Aに〇・〇一を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			一一、〇〇〇	二九〇	
	地下に設ける通路			六、八〇〇	一七〇	
	その他のもの			三、六〇〇	七〇〇	
法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの		占用面積 一平方 メートル につき一 日	一三〇	三〇	六
	その他のもの		占用面積 一平方 メートル につき一 月	二、三〇〇	三〇〇	五八
道路法施行 令（昭和二 十七年政令 第四百七十 九号。以下	看板（アー チであるも のを除く。）	一時的に設 けるもの	表示面積 一平方 メートル につき一 月	二、三〇〇	三〇〇	五八
		その他のも の	表示面積 一平方 メートル につき一 年	一三、〇〇〇	三、〇〇〇	五八〇
	標識		一本につ き一年		二、九〇〇	五六〇
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	一本につ き一日	一三〇	三〇	六

「令」とい う。第七 条第一号に 掲げる物件	幕（令第七 条第四号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）	その他のも の	一本につ き一月	二、三〇〇	三〇〇	五八
		祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 一平方 メートル につき一 日	一三三〇	三〇	六
	アーチ	車道を横断 するもの	一基につ き一月	一三、〇〇〇	三、〇〇〇	五八〇
		その他のも の	一基につ き一月	一、〇〇〇	一、五〇〇	二九〇
令第七条第二号に掲げる工作物			占用面積 一平方 メートル		三、六〇〇	七〇〇
令第七条第三号に掲げる施設			一平方 メートル につき一 年	Aに0.033を乗じて得た額		
令第七条第四号に掲げる工事中施設及 び同条第五号に掲げる工事中材料			占用面積 一平方 メートル		二、三〇〇	五八
令第七条第六号に掲げる仮設建築物及 び同条第七号に掲げる施設			一平方 メートル につき一 月		三六〇	七〇
令第七条第 八号に掲げ る施設	トンネルの上又は高架の 道路の路面下（当該路面 下の地下を除く。）に設 けるもの			Aに0.014を乗じて得た額		
	上空に設けるもの			Aに0.033を乗じて得た額		
	地下（トン ネルの上の 地下を除 く。）に設 けるもの	階数が一の もの		Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が二の もの		Aに0.008を乗じて得た額		

	けるもの	階数が三以上のもの	占用面積 一平方 メートル につき一 年	Aに〇・〇一を乗じて得た額
	その他のもの			Aに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第九号に掲げる施設	建築物			Aに〇・〇一四を乗じて得た額
	その他のもの			Aに〇・〇一を乗じて得た額
令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの			Aに〇・〇一を乗じて得た額
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに〇・〇一四を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの			Aに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具				Aに〇・〇三三を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			Aに〇・〇一四を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの			Aに〇・〇三三を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であつて、次の表に掲げる占用物件に係るものの占用料については、同表の年度及び所在地の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

占 用 物 件		占 用 料				
		単 位	年 度	所 在 地		
				甲 地		乙 地
				一 級 地	二 級 地	
道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第三種電話柱	一本に	令和五年度	二、八八〇		五六〇
	第三種電話柱	つき一年	令和五年度	三、九六〇		七七〇
	地下に設ける電線その他の線類	長さメートルにつき一年	令和五年度	一〇		二
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	令和五年度	一、〇九〇		二二〇
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	令和五年度	一八、〇〇〇	二、七六〇	五八〇
			令和六年度	二一、六〇〇	三、〇〇〇	五八〇
外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	令和五年度	七六		一五	
		令和五年度	一〇〇		二一	

法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件	外径が〇・一 五メートル以 上〇・二メー トル未満のも の	長さ一 メートルつ き一年	令和五年度	一一〇	四二
	外径が〇・二 メートル以上 〇・三メイト ル未満のもの		令和五年度	三二〇	六三
	外径が〇・三 メートル以上 〇・四メイト ル未満のもの		令和五年度	四三〇	八四
	外径が〇・四 メートル以上 〇・七メイト ル未満のもの		令和五年度	七六〇	一五〇
	外径が〇・七 メートル以上 一メートル未 満のもの		令和五年度	一、〇九〇	二二〇
	外径が一メー トル以上のも の		令和五年度	二、一六〇	四二〇
法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設	上空に設ける 通路	占用面 積一平 方メー トルに つき一 年	令和五年度	八、八八〇	一九〇
			令和六年度	一〇、六〇〇	一九〇
	地下に設ける 通路		令和五年度	五、二八〇	一七〇
			令和六年度	六、三三〇	一七〇
法第三十二 条第一項第 一號に掲げ る物件	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	占用面 積一平 方メー トルに つき一 日	令和五年度	一八〇	六
			令和六年度	二二〇	六
				二七	
				三〇	

令第七条第四号に掲げる工 事用施設及び同条第五号に 掲げる工事用材料	占用面 積一平 方メー トルに つき一 月	令和五年度	一、八〇〇	五八
		令和六年度	二、一六〇	五八

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - イ 甲地 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条の規定により定められた市街化区域をいう。
 - ロ 一級地 甲地のうち、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域で、土地の価格水準が他の区域の土地の価格水準と比較して高く、他の区域と区別して占有料を徴収することが適当である区域として市長が別に定める区域をいう。
 - ハ 二級地 甲地のうち一級地以外の区域をいう。
 - ニ 乙地 甲地以外の区域をいう。
- 三 第二種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。）であるものを除く。以下この号において同じ。）のうち四条又は五条の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 五 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さの〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 六 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

理由

道路の占有料を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出す

る理由がある。

第百十六号議案

仙台市都市公園条例の一部を改正する条例

仙台市都市公園条例の一部を改正する条例

仙台市都市公園条例（昭和四十年仙台市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第七中

センターハウス	海岸公園	シャワー	一回につき 百円	」を に 」
センターハウス	海岸公園	シャワー	一回につき 百円	
仙臺 ^だ 緑彩館	青葉山公園	専用利用	交流体験	
			ホール	一時間につき 四十二百円
		和室	一時間につき 四十二百円	

改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

理 由

仙臺^だ緑彩館の交流体験ホール及び和室の使用料を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第百十七号議案

仙台市茶室条例の一部を改正する条例

仙台市茶室条例の一部を改正する条例

仙台市茶室条例（平成三年仙台市条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

仙台市残月亭	仙台市青葉区川内追廻無番地
--------	---------------

第十一条を第十四条とし、第十条の次に次の三条を加える。

（指定管理者）

第十一条 市長は、仙台市残月亭の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に仙台市残月亭の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十二条 前条の規定により指定管理者に仙台市残月亭の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第四条第一項の許可に関する業務
 - 二 仙台市残月亭の維持管理に関する業務
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 前項の場合における第四条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第十三条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づき規則の定めるところに従い、適正に仙台市残月亭の管理を行わなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

使用区分		金額	
仙台市六幽庵	第一和室	午前	三、二〇〇円
		午後	五、五〇〇円
	第二和室	午前	三、二〇〇円
		午後	五、五〇〇円
	小間	午前	一、九〇〇円
		午後	三、二〇〇円
立礼席	午前	三、二〇〇円	
	午後	五、五〇〇円	

仙台市緑水庵		午前	一、八〇〇円
		午後	三、〇〇〇円
仙台市仙庵		午前	一三、四〇〇円
		午後	一三、四〇〇円
仙台市茂ヶ崎庵	第一和室	午前	一、八〇〇円
		午後	三、〇〇〇円
	第二和室	午前	一、八〇〇円
		午後	三、〇〇〇円
	第三和室	午前	一、五〇〇円
		午後	二、五〇〇円
	第四和室	午前	一、八〇〇円
		午後	三、〇〇〇円
	第五和室	午前	一、五〇〇円
		午後	二、五〇〇円
	第六和室	午前	一、一〇〇円
		午後	一、九〇〇円
仙台市残月亭		一時間につき	一、〇〇〇円
備考			
<p>一 「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは正午から午後五時までをいう。</p> <p>二 一時間ごとの使用料を定めた使用区分以外の使用区分において、午前九時から午後五時までの使用時間に係る使用料は、午前の項及び午後の項に掲げる額の合計額とする。</p> <p>三 前号の使用区分において、この表に定める使用時間以外の時間に使用する場合における使用料は、その使用が午前九時以前のときは午前の項に、午後五時以降のときは午後の項にそれぞれ掲げる額を時間割りして計算した額とする。この場合において、その使用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。</p> <p>四 仙台市茂ヶ崎庵の和室を三室以上同時に使用する場合の使用料は、この表に定める当該和室に係る使用料の合計額の八割に相当する額とする。</p> <p>五 前二号の規定により計算して得た額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げる。</p>			

附 則

この条例は、市長が定める日から施行する。

理 由

残月亭を設置するとともに、指定管理者に残月亭の管理を行わせることに関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 119 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁上部工工事
- 2 工事施行場所 仙台市若林区堰場及び太白区根岸町地内
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 3,848,130,000円
- 5 契約の相手方 仙台市青葉区本町二丁目 1 番29号
駒井ハルテック・三井住友建設鉄構エンジニアリング・角藤共同企業体
構成員 大阪市西区立売堀四丁目 2 番21号
株式会社駒井ハルテック
構成員 千葉市美浜区中瀬二丁目 6 番地 1
三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社
構成員 長野県長野市南屋島515番地
株式会社角藤

第 120 号議案

工事請負契約の締結に関する件

工事請負契約を次のとおり締結することにつき、議会の議決に付すべき契約に関する条例第 2 条の規定により、議決を求める。

- 1 工 事 件 名 仙台市若林区役所大規模改修機械設備工事及び内部改修等建築工事
- 2 工事施行場所 仙台市若林区保春院前丁 3 番 1, 3 番 33
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 金 954,800,000円
- 5 契約の相手方 仙台市宮城野区新田三丁目 21 番 5 号
中央管工業・大盛設備工業共同企業体
構成員 仙台市宮城野区新田三丁目 21 番 5 号
中央管工業株式会社
構成員 仙台市太白区西中田五丁目 7 番 6 号
株式会社大盛設備工業

第 121 号議案

財産の取得に関する件

次の財産を取得することにつき、仙台市財産条例第 2 条の規定により、議決を求める。

品 名	金 額	取 得 の 相 手 方	備 考
コンピュータ等一式 (ソフトウェアを含む。)	円 161,110,950	仙台市青葉区二日町 1 番23号 せんだい教員用G I G Aスクール端末 整備企業連合	学習者用 (東二 番丁小学校ほか 186校分)

第 122 号議案

指定管理者の指定に関する件

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

施設の名称	指定する団体	指定の期間
青葉山公園の一部（仙 ^{だい} 臺緑彩館及び仙台市残月亭を含む。）	東京都文京区関口一丁目47番12号 青葉山エリアマネジメント	令和5年4月1日から 令和15年3月31日まで

第 123 号議案

市道路線の認定及び廃止に関する件

市道の路線を次のとおり認定し、及び廃止することにつき、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議決を求める。

1 認定するもの

路 線 名	起 終 点 点
盆 谷 地 砂 山 線	仙台市宮城野区岡田字砂山254番 同 146番 3
四 郎 丸 神 明 10 号 線	仙台市太白区四郎丸字神明91番15 同 91番38

2 廃止するもの

路 線 名	起 終 点 点
盆 谷 地 砂 山 線	仙台市宮城野区岡田字砂山254番 同 147番 2

第 124 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、報告し、承認を求める。

令和4年度仙台市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度仙台市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度仙台市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ503,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ609,983,129千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年7月12日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 県支出金		30,472,352	35,200	30,507,552
	2 県補助金	7,194,485	35,200	7,229,685
23 繰入金		43,372,621	468,760	43,841,381
	2 基金繰入金	43,257,477	468,760	43,726,237
歳入合計		609,479,169	503,960	609,983,129

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経済費		33,595,309	503,960	34,099,269
	1 商工費	31,503,572	503,960	32,007,532
歳出合計		609,479,169	503,960	609,983,129

第 125 号議案

仙台市教育委員会の委員の任命に関する件

仙台市教育委員会の委員阿子島佳美は令和 4 年10月 5 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に任命することにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、庄司弘美

第 126 号議案

仙台市人事委員会の委員の選任に関する件

仙台市人事委員会の委員内田正之は令和 4 年12月 9 日に任期を満了するので、別紙の者を後任の委員に選任することにつき、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、同意を求める。

※上記別紙の者は、内田正之

第 127 号議案

人権擁護委員候補者の推薦に関する件

別紙の者を人権擁護委員候補者に推薦することにつき、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、意見を求める。

※上記別紙の者は、早坂喜代美、千葉マリ、阿部千恵子及び菅原修